

平成16年加美町議会第2回定例会会議録第3号

平成16年6月18日(金曜日)

---

出席議員(46名)

1番	新田 祐一 君	2番	千葉 清喜 君
3番	木村 慶喜 君	4番	青木 喜右衛門君
5番	伊藤 信行 君	6番	早坂 勤治郎 君
7番	高橋 良一 君	8番	早坂 理 君
9番	米澤 秋男 君	10番	千葉 明朗 君
11番	佐藤 正憲 君	12番	畠山 和則 君
13番	板垣 敬志 君	14番	尾形 勝 君
15番	工藤 清悦 君	16番	田中 登 君
17番	近藤 義次 君	18番	佐藤 善一 君
19番	鎌田 八郎 君	20番	福島 久義 君
21番	熊谷 和夫 君	22番	渡辺 秀一 君
23番	岩淵 庸一 君	24番	門脇 幸悦 君
25番	新田 博志 君	26番	佐々木 敏雄 君
27番	畠山 こずゑ 君	28番	坂本 せん 君
29番	三嶋 等 君	30番	佐藤 澄男 君
31番	高橋 源吉 君	32番	高橋 毅 君
33番	本多 行夫 君	34番	吉岡 博道 君
36番	藤原 耕夫 君	38番	猪股 信俊 君
39番	星 義之佑 君	40番	板垣 博 君
41番	太田 義明 君	42番	伊藤 淳 君
43番	伊藤 貴康 君	44番	下山 孝雄 君
45番	渋谷 征夫 君	46番	川村 薫 君
48番	山城 庄一 君	49番	米木 正二 君

---

欠席議員(3名)

35番 一條 光 君

37番 及川 六郎 君

47番 加藤 嘉一 君

欠 員 なし

---

説明のため出席した者

町 長	星 明 朗 君
助 役	清 野 健 一 君
収 入 役	堀 川 勇 逸 君
総 務 課 長	森 田 善 孝 君
企 画 財 政 課 長	早 坂 仁 君
町 民 課 長	三 嶋 秀 二 郎 君
税 務 課 長	伊 藤 東 君
農 林 課 長	早 坂 宏 也 君
商 工 観 光 課 長 やくらい高原温泉	古 内 公 雄 君
保 養 セ ン タ ー 所 長	早 坂 忠 幸 君
建 設 課 長	板 垣 政 義 君
保 健 福 祉 課 長	今 野 正 晴 君
上 下 水 道 課 長	二 瓶 悟 君
会 計 課 長	外 山 篤 可 君
小 野 田 支 所 長	小 松 信 一 君
宮 崎 支 所 長	岩 淵 浩 弥 君
総 務 課 長 補 佐	吉 田 恵 君
教 育 長	三 浦 公 男 君
教 育 総 務 課 長	鈴 木 啓 三 君
生 涯 学 習 課 長	星 秀 吾 君
農 業 委 員 会 会 長	兔 原 伸 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	川 熊 忠 男 君

代表監査委員 引地 田路子 君  
監査委員書記 佐藤 鉄郎 君

---

事務局職員出席者

事務局 長 澤口 信 君  
主幹兼議事係長 渋谷 正彦 君  
主 事 伊藤 一衛 君  
主 事 佐藤 匡亮 君  
主 事 千葉 美智子 君

---

議事日程 第3号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 報告第 3号 平成15年度加美玉造土地開発公社決算について
- 第 3 報告第 4号 平成15年度株式会社薬菜振興公社決算について
- 第 4 報告第 5号 専決処分した事件の報告について（車両物損による損害賠償の額の決定について）
- 第 5 報告第 6号 平成15年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 6 報告第 7号 平成15年度加美町水道事業会計予算繰越計算書について
- 第 7 承認第 1号 専決処分した事件の承認について（加美町税条例の一部を改正する条例について）
- 第 8 承認第 2号 専決処分した事件の承認について（加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 第 9 議案第61号 加美町行政改革推進委員会条例の制定について
- 第10 議案第62号 加美町宮崎生涯学習センター建設審議会条例の制定について
- 第11 議案第63号 加美町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第12 議案第64号 平成16年度加美町一般会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第65号 平成16年度加美町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第66号 平成16年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第67号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて

- 第16 議案第68号 物品購入契約の締結について(小型動力ポンプ付積載車購入)
  - 第17 請願第1号 寒冷地手当の「見直し」改悪を行わず、改善を求める請願書
  - 第18 所管事務調査の結果報告について
  - 第19 議員派遣の件について
  - 第20 閉会中の継続調査について
- 

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第20まで

午前10時30分 開議

議長（米木正二君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は44名であります。

35番一條 光君、37番及川六郎君、47番加藤嘉一君より欠席届が出ております。

12番畠山和則君、13番板垣敬志君より遅参届が出ております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（米木正二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、5番伊藤信行君、6番早坂勤治郎君を指名いたします。

---

#### 日程第2 報告第3号 平成15年度加美玉造土地開発公社決算について

議長（米木正二君） 日程第2、報告第3号平成15年度加美玉造土地開発公社決算について、報告を求めます。町長。

町長（星 明朗君） おはようございます。きょうもよろしくお願いたします。

報告第3号平成15年度加美玉造土地開発公社決算について報告申し上げます。

加美玉造土地開発公社の平成15年度事業報告並びに決算は、お手元に配付いたしました平成15年度事業報告書のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をいたします。よろしくお願いたします。

議長（米木正二君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第3号平成15年度加美玉造土地開発公社決算についてを終了いたします。

---

#### 日程第3 報告第4号 平成15年度株式会社葉菜振興公社決算について

議長（米木正二君） 日程第3、報告第4号平成15年度株式会社葉菜振興公社決算について報告を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 報告第4号平成15年度株式会社葉菜振興公社決算について報告を申し上げます。

株式会社葉菜振興公社の平成15年度事業報告並びに決算は、お手元に配付いたしました平成15年度事業報告書のとおりでありますので、地方自治法第 243条の3第2項の規定により報告を申し上げます。

なお、平成15年度株式会社陶芸の里宮崎振興公社の決算につきましては、今月末に株主総会が開催されることになっておりますので、9月の第3回定例会において報告することといたしております。よろしく御了解をお願い申し上げます。

議長（米木正二君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第4号平成15年度株式会社葉菜振興公社決算についてを終了いたします。

---

日程第4 報告第5号 専決処分した事件の報告について（車両物損による損害賠償の額の決定について）

議長（米木正二君） 日程第4、報告第5号専決処分した事件の報告について（車両物損による損害賠償の額の決定について）報告を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 報告第5号専決処分した事件の報告について説明申し上げます。

本案件は、平成16年4月2日午前10時ごろ、加美町字長清水小泉谷地田地内において、町所有車両が幹線農業を宮崎方面に走行中、十字路交差点に差しかかったところで、右方向から一時停止を怠り直進してきた相手方車両（軽自動車・宮城よ50 - 8359）の左前方部分と町所有車両の右側側面部が接触し、相手方車両の左フェンダーが損傷したもので、町が20%、相手方は80%の過失割合で示談が成立し、このたび損害賠償の額が13万円と決定いたしました。

そこで、地方自治法第 180条第1項の規定により、法律上、町の義務に属する交通事故による損害賠償については30万円を超えない範囲内においてその額を定めること、及びこれに伴う和解に関することは町長専決処分指定事項に当たることから、今回専決処分したものであります。

以上、専決処分した事件の報告をいたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（米木正二君） 報告が終わりました。

これにて報告第5号専決処分した事件の報告について（車両物損による損害賠償の額の決定について）を終了いたします。

---

日程第5 報告第6号 平成15年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書について

議長（米木正二君） 日程第5、報告第6号平成15年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告

を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 報告第6号平成15年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告申し上げます。

本案件は、平成15年度加美町一般会計補正予算（第5号）で繰越明許費の議決をいただいております山村ふれあい公園整備事業、森林空間活用施設整備事業、町道整備事業の南永志田・北永志田線、水沼桑畑線、表葉菜線、センター西線、役場・切入線、西町沖線、町営上石住宅建設事業、県道中新田三本木線改良工事遺跡発掘調査事業の10事業について、繰越計算書を作成いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。以上、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。29番三嶋 等君。

29番（三嶋 等君） ただいま説明は受けたわけでございますけれども、この繰越計算書を見ますと、まず1項農業費、山村ふれあい公園整備事業、これに繰り越しが7,672万8,000円、これが未収入特定財源となっております。9月に、これが入札、見積もり、契約ということで、会議録を見ますと坂本先生の質問において竣工期が3月25日、福島さんの質問にはオープンが16年7月20日と、こうなっております。

それで、相当額の繰越明許がここで出たもので、一応3月末でこれがある。それで出納閉鎖の5月30日の時点で未収入が入ったものか、工事がどの程度の進捗状況なのか、その点を明細にお尋ねいたします。

議長（米木正二君） 農林課長。

農林課長（早坂宏也君） まず、補助金が5月30日の出納閉鎖期間に入ったかということでございますが、これにつきましては補助金も繰り越し処理していますので、国県等と協議をいたしまして、これは工事が終わってから繰り越し分の補助金については歳入になると、収入になるということになります。

進捗状況でございますが、6月20日を工期として現在、張り芝工等を終えて園路及び駐車場の表層処理をしている段階という形で、90%程度の進捗状況です。ただし、5月21日の台風2号の関係で若干表土が流失いたしてその復旧に10日ほど時間を要したということで、6月29日、9日間ほど延長して完成を目指しているという状況でございます。以上でございます。

議長（米木正二君） 29番。

29番（三嶋 等君） 今、内容を聞きますと、結局、工事がおこなわれているから補助金もおくれたんだという解釈ですね。そして、竣工期が、契約がいつの日になっているものか、6月20日になっていますか。

あと、3回しか質問ないんですけども、財調、これは収入役かな、財調基金が幾らあって、監査の報告書を見ますと4月に3億借りていますね、一時借入れ。そこらはどういう内容で借入れたものか、ひ

とつ。

議長（米木正二君） 農林課長。

農林課長（早坂宏也君） 現在の契約で6月20日が工期という契約になっています。

議長（米木正二君） 収入役。

収入役（堀川勇逸君） お答えいたします

基金の会計年度であります。出納期間がありませんので、基金は3月31日現在で申し上げます。

財調は3億 680万円でございます。

それから、一時借入金の関係であります。15年度におきまして歳計現金に不足を生じました。そこで、一時借入金をするか、あるいは基金からの繰替運用するかということで町長と相談をいたしました。町長から、一時借入金の利子が高いのでありまして、基金、財調と、それから減債基金の方から、合わせまして5億 5,000万円を、簡単に言いますと流用させていただきました。それを充てたということでありまして、一時借入金はないということであります。以上でございます。

議長（米木正二君） 29番。

29番（三嶋 等君） ただいま6月20日工期と、竣工期。しからば、さっき9月の工事請負契約の締結を聞いたときの坂本先生の質問の3月25日の竣工はどのような風向きで変わったものか、6月20日。いや、本当のこと、そういうことなんですよ。

そしてまたもう一つ、課長、答弁漏れです。3回しか言えないんだからね。オープンの7月20日に支障はないかということ言ったでしょう。これは答弁ないんだよ。だからもう一回だけ答弁してください。

議長（米木正二君） 農林課長。

農林課長（早坂宏也君） まず、御質問のなぜ変更になったかということでありますが、3月の繰り越しの調整の時点で議会にも出しましたけれども、12月の段階で張り芝等を完全な状態で播種をしたいということもあって、3月25日工期を6月20日に工期を延期をしたと。その分の7,672万 8,000円、これについて繰り越しを3月議会に出させていただいたという経過でございます。

あと、7月20日オープンという形で当初、16年度中にオープンという形で御説明は確かにいたしました。ただその後、芝の関係、養生の関係、本年度の工事の関係を踏まえてオープンについては、ことしの工事もございまして、そういう芝の張りぐあい、それらを見て、全部工事が終わってからという形を現在は検討していると。新年度、すぐ積雪も入るということもございまして、完全な状態で、有料のオープンについては、今の段階では17年度早々のオープンを検討していきたいなということも考えているところでございます。

議長（米木正二君） さっき答弁漏れがあったということで特別に許します。29番。

29番（三嶋 等君） 何のために、これは設計やって、場所を見て、芝は何カ月で生える、雪は何メートル降る、皆計算して出したのが設計なんです。それが、3月25日竣工に答弁していて、6月20日になったなら、3月締め後に臨時議会を開いて説明をしてちゃんときょう質問する場をなくすのが執行部じゃないですか。

話によりますと、国の財政が足りなくて補助金がおくれてこういうことになったというのだが、仕事がおくれて補助金がおけているということ。だれの責任だっけ、これ。勝手に、議会で3月25日に竣工しますよと、7月にオープンしますよとこの議場でびちっと答弁して約束していながら、6月20日、オープンは平成17年なんて、そんな議員をばかにした話どこにありますか。私はそう思います。

これは、厳しいかもしれないけれども、これは一般的に当然だと思いますよ。町民も聞いておるだろう。しかもこの議場で、何回も言うけれども、3月25日竣工のやつ、今度は6月20日なんて勝手に延ばして。そして6月20日に90%ですとかって、確信のない答弁では私は納得しません。答弁。

議長（米木正二君） 農林課長。

農林課長（早坂宏也君） 確かに御指摘の分も多分にあると思います。（「ある、大いにあるよ」の声あり）ただ、3月の繰越明許費の調整の段階で、そういう形で繰り越しになりますよというのを御報告したという形の認識を持っていたこともありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（米木正二君） 町長。

町長（星 明朗君） 御指摘、一理も二理もある御指摘だと思いますが、その年の天候等々の予想も多分にあります、ということもありましたし、また振り返ってみますれば、いわゆる補助の採択決定と着工の時期が少しおくれた部分もあって、もしかすると3月は難しいのかなという思いがありました。しかし、天候が余り荒れないということ、順調に進むということの予測のもとに、とりあえず年度事業でありますから、3月の竣工ということで業者も督励をしながら進めてまいりました。ところが、事態がこのようになりまして、延期せざるを得ないような状況であったということも御理解をいただきたいと思ひますし、このことについては、先ほど提案理由の説明でも申し上げましたように、平成15年度一般会計補正予算（第5号）で繰越明許費の議決をいただいて、その時点でもある程度説明を申し上げておりますので御了解をいただきたいと思ひます。

今後、注意をいたしますので御了解いただきたいと思ひます。（「議長、動議、緊急動議」の声あり）

議長（米木正二君） 29番。

29番（三嶋 等君） これは、やはり私も納得しませんから、建設委員会で一応調査することを望みます。

議長（米木正二君） ただいま動議が出ましたけれども、賛成という方はいませんので（「反対」の声あり）これは動議は成立しません。（「反対」の声あり）動議は成立しておりませんので。（「何や」の声あり）

り)動議は成立しません。賛成の声がなかったわけです。(「何や、はっきり議長言わないから、みんな迷っているんだ。はっきり言ってください。高く、もう一回」の声あり)

ただいまの動議に対して「賛成」という声が2人以上なかったわけですから、動議は成立しませんと申し上げたのであります。ちゃんと会議規則で決まっておりますので、私は会議規則にのっとってやっております。

そのほか質疑ございませんか。(「なし」の声あり)質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第6号平成15年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終了いたします。

---

#### 日程第6 報告第7号 平成15年度加美町水道事業会計予算繰越計算書について

議長(米木正二君) 日程第6、報告第7号平成15年度加美町水道事業会計予算繰越計算書について報告を求めます。町長。

町長(星 明朗君) 報告第7号平成15年度加美町水道事業会計予算繰越計算書について説明申し上げます。

本案件は、平成15年度加美町水道事業会計の配水管工事並びに量水器交換工事の繰越額の使用について、公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。よろしくお願いを申し上げ説明を終わります。

議長(米木正二君) 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。(「なし」の声あり)質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第7号平成15年度加美町水道事業会計予算繰越計算書についてを終了いたします。

---

#### 日程第7 承認第1号 専決処分した事件の承認について(加美町税条例の一部を改正する条例について)

議長(米木正二君) 日程第7、承認第1号専決処分した事件の承認について(加美町税条例の一部を改正する条例について)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長(星 明朗君) 承認第1号専決処分した事件の承認について説明申し上げます。

本案件は、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が平成16年3月31日に公布されたことに伴い、加美町税条例の一部を改正したものであります。

その主な改正は、町民税関係として、一つは、均等割の改正で、平成16年度分から均等割をこれまでの「2,000円」から「3,000円」に引き上げることと、生計を同一にする妻に対し平成17年度分の均等割を2分の1の額で課税し、18年度分から全額で課税すること。

二つ目として、年金課税の見直しで、公的年金等の見直しとあわせて老年者控除を平成18年度分から廃止すること。

三つ目として、土地譲渡益課税、株式譲渡課税の見直しで、土地建物等の長期譲渡所得に係る100万円の特別控除の廃止及び税率の引き下げと、非上場株式の譲渡所得に係る税率の引き下げで、現行の「6%」から「5%」に改正すること。

四つ目として、個人住民税の非課税限度額の改正で、均等割の加算額を現行の「19万2,000円」から「17万6,000円」に、また所得割の加算額を現行の「36万円」から「35万円」に引き下げるものであります。

また、固定資産税関係では、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取りつけた附帯設備については、当該取りつけた者を所有者とみなし、当該附帯設備を償却資産とみなすことができるものとする改正であります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番高橋良一君。

7番（高橋良一君） 先ほどの説明で、住宅の附帯設備といいますが、これの状況はどういうものをあらわすものか、状態をどういうものをあらわすものか、その辺をお尋ねしたいと思います。

議長（米木正二君） 税務課長。

税務課長（伊藤 東君） これは、ある建物を借りていたとします。そして、そこに自分の事業に供するために自分が新しく倉庫とか事業所なんかを建てたときは、今まででありますと、その建物の所有者にかかるんですが、借りた人が新たにつくったときは、今回はそれをみなし課税としてその人が、借りた人が建てたものは借りた人に課税できるということでございます。以上でございます。

議長（米木正二君） 28番坂本せんさん。

28番（坂本せん君） この改正によりまして、今現在の課税額とどんなふうにも減っていくものかふえていくものか、その辺お伺いします。

議長（米木正二君） 税務課長。

税務課長（伊藤 東君） お答えいたします。

均等割でございますが、今まで2,000円でございますのが3,000円になりました。それで1,000円アッ

プしますので、今、均等割が 8,000人おりますので 800万円ぐらい増になると思っております。それから、来年は奥さんにも課税になりますので、それもふえていくと、税額がふえるということでございます。

それから、老年者控除もなくなるということで、それも増税になるということに認識しております。

(「わかりました」の声あり)

議長(米木正二君) その他質疑ございませんか。25番新田博志君。

25番(新田博志君) これは当然国の制度が変わったからということで町の条例も変更しようという話だと思うんですが、このような経済情勢の中で、国が上げたから町も、町は条例で決められるわけですから、これは大変な時期だからちょっと猶予しようとか、何かそういう相談とかはなかったのでありましようか。その辺をちょっとお聞きしたいなと思います。

議長(米木正二君) 町長。

町長(星 明朗君) 御案内のとおり、このような経済情勢の中で、あるいは年金行政が大幅に変更になる中で、確かに増税に回りますから大変なことでありますが、国も地方も財政的には大変苦慮いたしている現在でありますし、法が改正されたことによって、当然のことながら地方も連動して改正せざるを得ないということの御理解をいただきたいと思えます。

議長(米木正二君) その他質疑ございませんか。(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認第1号専決処分した事件の承認について(加美町税条例の一部を改正する条例について)の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(米木正二君) 御異議なしと認めます。よって、承認第1号専決処分した事件の承認について(加美町税条例の一部を改正する条例について)は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

日程第8 承認第2号 専決処分した事件の承認について(加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)

議長(米木正二君) 日程第7、承認第2号専決処分した事件の承認について(加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 承認第2号専決処分した事件の承認について説明申し上げます。

本案件は、ただいま御承認いただきました承認第1号同様、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が平成16年3月31日に公布されたことに伴い、加美町国民健康保険税条例の一部を専決処分により改正したもので、その内容は長期譲渡所得に係る課税の特例及び短期譲渡所得の課税の特例について条文を整備したものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認第2号専決処分した事件の承認について（加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、承認第2号専決処分した事件の承認について（加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

#### 日程第9 議案第61号 加美町行政改革推進委員会条例の制定について

議長（米木正二君） 日程第9、議案第61号加美町行政改革推進委員会条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第61号加美町行政改革推進委員会条例の制定について説明申し上げます。

本案件は、合併して1年を迎えた加美町の行政効果をさらに引き上げ確実なものとしていくため、加美町行政改革大綱を策定するに当たり、加美町行政改革推進委員会を設置するもので、委員は15名以内をもって組織し、事務事業の見直し、組織機構のあり方など行政改革全般にわたって審議いただくものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。28番坂本せんさん。

28番（坂本せん君） 委員は15名以内をもって組織するとありますけれども、恐らく15人になると思うんですが、一、二、三のこの団体といいますが、各5人ずつするものか、その辺をお伺いします。

議長（米木正二君） 総務課長。

総務課長（森田善孝君） お答えいたします。

これにつきましては、平均した5人ではなくて、とりあえず議会等におきましては2人から3人、それから公共的団体の役員、職員につきましては3人から4人、それから識見を有する者につきましては7名から8名、そういう段階の中で調整を図りたい考えであります。

議長（米木正二君） その他質疑ございませんか。46番川村 薫君。

46番（川村 薫君） 第3条に委員の構成があります。その中に町議会議員があります。近年、行政関係の委員会あるいは審議会に議員は入るべきでない。それはどういうことかといいますが、議員そのものが当事者であると、あるいはそれに近い立場だと。ですから、議員は行政関係の審議会、委員会には入るべきでないという一部議論があります。

大崎の管内町村でこれを実行している町村もあるということを知っておりますので、この際、その辺のことについて町長の見解を改めてお聞きしたいと思います。以上です。

議長（米木正二君） 町長。

町長（星 明朗君） 一つのお考えであろうかと思いますが、しかし、例えばこの行政改革推進の中では議会の代表も入っていただいて全般的に議論をいただくと。その中で、議会代表の方々はそれぞれの委員会等々に持ち帰っていただいて議論をしていただいて、この委員会の方にその反映をさせていただくということが、より密度の濃い委員会になろうかと思えます。ということでない、成案のみを議会に提案をして議決をいただくということになりまして、議会の皆さんの意見が割と反映されなくなるおそれがあるということもありまして、条例によって議会議員の代表の皆さんもお入りをいただくというこれまでの考え方をとったものでありまして、御理解をいただきたいと思えます。

議長（米木正二君） その他ございませんか。2番千葉清喜君。

2番（千葉清喜君） 現実にこの条例制定によって、期間というか、一定程度のめどもあると思うんですが、そのめどという状況をどう考えておられるか、お伺いしたいと思います。

議長（米木正二君） 総務課長。

総務課長（森田善孝君） お答えします。

この委員会は、委員の任期が2年となっておりますけれども、2年でこの委員会が完了するわけではござい

ません。16年度において今までのこと、あるいはこれからのことについていろいろ審議いただきまして方向づけを出しますから、それらを今後、第2条に「意見を述べることができる」とありますので、その都度、年度ごとに必要があれば委員会を開催し意見をもらい、修正する部分は修正する。組み入れる部分があれば組み入れるような形で対応していきたいと考えております。

議長（米木正二君） 2番。

2番（千葉清喜君） 第2条の方にも、今、課長の答弁のとおりあるんですが、その2項の方においても「その進捗状況に応じて必要な助言を行うことができる」ということで、それを見守りながら、委員会で掲げた事項がどう進められているかという一つのものが決定されているかどうかということもできると思うんですが、そういうふうになりますとある程度の期間が延びていくと。それもそれで必要な状況になるんですが、一定程度の目標というものもそこにも発生してくるんじゃないかなと、その改革推進委員会で審議した事項の中で。その辺の状況を踏まえて、めどという一つの区切りもある程度つけて進めていくのかなという、その考え方をお伺いしたいわけでありませう。

議長（米木正二君） 総務課長。

総務課長（森田善孝君） お答えします。

項目によりまして、1年で終わるもの、あるいは3年で終わるもの、5年で終わるもの、多々あると思いますから、この審議会の中で、これについては1年間で結論を出すようにとか、あるいは2年で出すように、そういうものも検討しながら審議をしていただくような考えであります。

議長（米木正二君） その他質疑ございませんか。10番千葉明朗君。

10番（千葉明朗君） きのうも私質問をした中であるんですが、行政評価というシステムを今度つくるといふ。その分野がどこまで入ってくるのかということで、年次ごとに行政評価というものはなさるんだと思いますが、その問題と進捗状況というものは期限がないとやはりいかんということだと私は思うんです。だから、大綱をつくる作業の中にこのメンバーが入るのか、できたものを随時執行していく段階でチェックする、審議していくという立場の方が強いのか。つくるときからこのメンバーが構成員として入るのか、行政が全部つくったものをこれから始めますよという段階からのメンバーなのか、その辺のところちょっと私わからないので、ちょっとお聞かせいただきたい。

議長（米木正二君） 総務課長。

総務課長（森田善孝君） お答えします。

一般的に、委員会ですから、素案的には町の方である程度のものはつくりますけれども、その中でプラスする部分が確かに出てくると思いますから、それはそれとしてまた成案になるように討議します。

それから、行政評価と言いますが、その行政評価はこの大綱の中では審議はしません。行政評価を

するとなれば、それは別な形の中で外部団体あるいは役場の職員等のプラスの中での組織編成が必要と考えます。

議長（米木正二君） そのほかございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第61号加美町行政改革推進委員会条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第61号加美町行政改革推進委員会条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。11時30分まで休憩いたします。

午前11時15分 休憩

---

午前11時31分 再開

議長（米木正二君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第10 議案第62号 加美町宮崎生涯学習センター建設審議会条例の制定について

議長（米木正二君） 日程第10、議案第62号加美町宮崎生涯学習センター建設審議会条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第62号加美町宮崎生涯学習センター建設審議会条例の制定について説明申し上げます。

本案件は、加美町宮崎生涯学習センターの建設に当たり、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき審議会を設置するもので、委員は15名以内をもって組織し、同センター建設に関する重要事項について審議していただくものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。2番千葉清喜君。

2番(千葉清喜君) 2点お伺いをしたいと思います。

条例の中にございます、まず組織の関係で委員15人ということで、各議会議員から識見を有する者までの方々15人の構成になるわけですが、場所的にはこのセンター建設は宮崎生涯学習センターということで宮崎地域に建設される状況にあるんですが、委員の選任においてはどういう方々を選任されるのか。地域的な状況で選任するのか、また全町的な立場で選任するのか、その点の問題を1点お伺いしたいと思います。

同時に、重要事項を審議するわけなんですけど、これに伴って建設の方向性をつくっていくわけなんですけど、その時期の問題。いつごろまでこの審議会を立ち上げて、そしてまた審議会における議論をいつごろまでというふうに考えて、建設のめども含めてお伺いをしたいと思います。

議長(米木正二君) 生涯学習課長。

生涯学習課長(星 秀吾君) お答え申し上げます。

まず第1点目の組織に関してでございますけれども、地域的なものになるのか全町的なものかという御質問でございます。事務局といたしましては、建設場所の予定は宮崎の方となっておりますけれども、組織のメンバーの方々については全町域というふうに考えてございます。

それから、この審議会の立ち上げの時期でございますけれども、御承認をいただければ7月には審議会を立ち上げて第1回目の審議会を開催したいと考えております。今年度5回ぐらいを予定しております、その中には先進地の生涯学習センターの視察等も考えてございます。これがいつまでということでございますけれども、年度内中にできれば答申をしていただきたいと思いますと考えております。17年度にはできれば着工に入りたいと。したがって、年度内中に基本設計なり実施設計の方に着手できればと考えてございます。以上でございます。

議長(米木正二君) その他質疑ございませんか。10番千葉明朗君。

10番(千葉明朗君) この前段に協議会というものができて盛んに協議をなさっているんですね。その状況というのが、どういう場でどのような公表していただけるのかですね。公表しないで、行政のうちのものと、それからこの審議会の資料とするということだけなのか。これいろいろあるんだと思います。例えば人員の問題。この問題も、例えば広原小学校の例をとりますと、その地域の人たち、議会の方も大体そこから選出された人たちが構成されて、大変議論して努力なされたという経緯があるんですね。あのときもちょっと私も全町じゃなかったのかと、全然違う地域の議員の意見もおありですよということを申し上げたかったんですが、やはりそうもいかない事情もあったんでしょう。

そういう意味で全町ということ、それは基本的なスタンダードなんですけれども、だけれども果たしてそれでいいのかと。これはやはり宮崎町の加美町になる前からの念願であるということ。ただ、その中で是か

非かという問題も、やはり地域の人たちにもまだ根強くあるということですね。時間がたったからもうそれをつくらなければならないというものでいいのかどうかと。つくるとすれば、やはり福祉センターの地域ということになるんでしょう。それももう一度十分審議のほどの資料をつくっていただかないと、審議会というのはただそのまま審議過程でいく可能性がありますので、歴史の上でそういう経過がありますから。

それともう一つお聞きしたいのは、これは非公式なんですけれども、事務棟だけを壊して旧体育館は残そうじゃないかと。そして、あそこに土を盛って屋内のゲートボール場をつくってあげますよなんてね。どこから出た話かわからないけれども、今ゲートボールやっている人たちは盛んにお待ちですよ。だけれども、あれは建物上の審査をしてみますと到底不可能な話ですね。私個人ですけれども。だから、そういうものも含めた形のものもぜひ注意して、あらゆる角度からやはり検討しないといけないんだと思います。

それともう一つは、予定されている位置というのは大体わかるですよ。だけれども、雪の問題とか、それから、あそこに建てますともうこっちの広場に日が差すのが暗くなりますよとか、そういうものが資料として審議会が始まる前に十分過ぎるほど私はつくっていただかないと。なぜこんなこと言うかわかりますか。審議会とか何とか委員会というのは、行政がつくったものを、当日来て異議なし、議事進行なんですよ。そういうつくり方をしたくないので、十分過ぎるほど組織ができて審議会ができたときの資料を、生涯学習課長、ひとつ大変でしょうけれどもあらゆる角度からね。視察に行くのも結構ですが内部の資料が大切だと思いますので、その辺の作業を嘗々となさっているようですが、意見をいただきたい。

議長（米木正二君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（星 秀吾君） まず、三つほど質問いただきたいと思います。

まず、審議会の前段となります建設協議会、これは既に3月の中旬ごろに……、失礼しました、初旬でした、設置をいたしまして、メンバーも10人という委員さん方で構成されております。メンバーの方々につきましては、現在の宮崎公民館を中心に利用されている団体の代表の方々あるいは一般の町民の方々ということで、このメンバーの中には、当然小野田地区の方、中新田地区の方もいらっしゃいます。そういったメンバーで、平成15年度から16年度、6月の初めまでにかけて4回ほど開催させていただきました。いろいろな意見が出まして、この意見を公表するのかもしれないのかという問題でありますけれども、これにつきましては広報誌等でお知らせするようなあれではないと思いますので、お聞きいただければいつでも資料は提供して構わないのではないかなというふうに思っております。

それから、現在の宮崎公民館の体育館の室内ゲートボールという考え方でございますけれども、確かにそういう希望もございます。建設計画の中にも、この生涯学習センターが完成した際には宮崎公民館は解体すると、しかし体育館の方は残して整備をしたいというように計画に盛り込んでおりますので、検討して、かなり老朽化もしておりますのでどの程度の補強が必要なのか、現在雨漏りも多少ありますので、そういった

屋根の修復、一体どれぐらいの経費がかかるのか、その辺も検討しながら、残すべきか解体すべきかということを経政当局とも相談しながら検討してまいりたいと思います。

それから位置の問題でございますが、協議会の方々につきましては、やはり宮崎福祉センターの敷地内が望ましいだろうという意見でございます。これは、センターのコミュニティーホールあるいは栄養指導室などが生涯学習施設としても供用ができるというようなことから、その敷地内に建設することが望ましいのではないかという意見が出てございます。

日陰の問題については、やはり身障者のための施設というふうにも考えなければいけませんので、高層、いわゆる2階、3階というふうなのはちょっとひどいのではないかというような意見も出ておりますので、できれば1階建てというふうにも考えても、そういう意見も出ております。以上でございます。

議長（米木正二君） 10番。

10番（千葉明朗君） そのとおりだと思うんですが、あの場所が適当だということを改めて協議なさっているようなんですがね、これね。あそこに福祉センターをつくるときにあのホールもつくって、あそこに公民館も一緒にやる予定だったんですよ。財源の問題で後回しになっただけにすぎないんです。だから附帯設備があるんですよ。ですから、その辺のところ……

議長（米木正二君） 済みません、10番に申し上げますけれども、いろいろ建設を検討するための条例を今諮っているわけでありまして、それらの中身についてはこの建設審議会でも議論